

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンス体制

日立化成は、2003年6月に「委員会等設置会社」（現「委員会設置会社」）に移行し、健全でかつ透明性が高く、市場の変化に即応できる経営体制の確立に努めています。

取締役会から執行役に業務執行の権限を大幅に委譲して執行機能と監督機能を分離し、迅速で責任が明確な経営が可能な体制を整えています。さらに、取締役会の傘下に社外取締役を中心とした指名・報酬・監査の3委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化して、客観性と透明性の高い経営に努めています。

また、委員会設置会社に移行したグループ会社に対し、当社から社外取締役を派遣することにより、グループとして一体感のある経営を実行するとともに、グループ会社への監督機能の充実を図っています。

## 内部統制の強化

### ●内部統制システム

日立化成では、業務の執行が法令および定款に適合することその他当社業務の適正を確保するためのシステムを構築して運用しています。

具体的には、基本的な行動規範としての「日立化成工業企業行動基準」（P4参照）をグループ全体の共通規範として位置づけ、その他の重要な規則や基本制度などについても基幹部分を共有する一方、各グループ会社の独立性は保ちつつ、情報連絡を円滑にし、内部監査の効率を上げて内部統制システムを実効あるものにしていきます。

### ●COSOフレームワーク※1を採用した内部統制の再構築

日立化成グループは、日立グループの一員として、2004年度からCOSOフレームワークを採用して内部統制の

再構築に取り組んでいます。これは企業に対して、財務報告に関する内部統制を自ら評価することを義務づける米国企業改革法※2が、日立グループに2006年度から適用されることを契機としています。

COSOフレームワークの導入により、内部統制を客観的に評価し、その評価結果を外部監査人などに体系的に説明することが可能となります。

※1 COSO (Committee of Sponsoring Organizations of Treadway Commission: トレドウェイ委員会組織委員会) フレームワーク: COSOが公表した内部統制の統合的枠組みで、現在では内部統制評価基準のデファクトスタンダードとされる。業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規制の遵守を目的としている

※2 米国企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act): 2002年に米国で制定された。404条で経営者に対して内部統制の整備・維持の責任を課し、かつ外部監査人による評価を要求している

